

コーポレートガバナンスの 機関設計

成蹊学園 学園長
東京大学金融教育研究センター 招聘研究員

江川 雅子



日本の株式会社は基本的な機関設計を三つの選択肢から自由を選ぶことができるが、これは世界でも珍しい。明治以来長い間、日本の株式会社が選択しうる会社法上の制度設計は監査役設置会社のみだった。だが、2002年商法改正で委員会等設置会社（現在の指名委員会等設置会社）が導入され、さらに2014年会社法改正で監査等委員会設置会社が導入されたので、三つの制度が並立することになった。

現在、監査役会設置会社は上場会社の約6割を占める。明治時代にドイツ法の影響で監査役を含む株式会社の制度が導入された上に、戦後に米国占領下で英米法の仕組みが追加され、現在の重層的なガバナンスの仕組みが出来上がった。日本に独自の制度は欧米の投資家から理解しにくいとされ、採用する会社の数が徐々に減っている。監査役に関しては、取締役会における議決権がない、監査役の監督は違法性監査にとどまる、などの批判がある（後者に関しては、近年、妥当性監査も含むという見方が増えている）。

指名委員会等設置会社は、米国の仕組みに倣ったモニタリングモデルに基づく制度である。2002年商法改正で導入され、2003年までに44社が移行したが、その後、移行する会社数は大きく伸びず、概ね上場企業の2%程度、90社未満で推移している（移行後、監査役会設置会社に戻る会社もあった）。指名委員会等設置会社では、社外取締役が過半数